

令和7年度版

南アルプス市社会福祉協議会の ご案内



あったかい犬
しゃきよん

みんなが安心して生活できる「あったか色のまちづくり」を目指して

・社会福祉協議会はどこなところ？	……1 ページ
・地域の誰もが参加できる事業	……2 ページ
・ボランティア啓発活動・福祉教育の推進	……3 ページ
・高齢者の生きがいづくり	……4 ページ
・貸し出し事業	……5 ページ
・在宅福祉サービス	……6 ページ
・各種団体事務局	……6 ページ
・福祉の啓発	……7 ページ
・貸付事業	……8 ページ
・相談支援事業	……8 ページ
・権利擁護事業	……9 ページ
・介護保険事業	……10 ページ
・障害者総合支援事業	……11 ページ

社会福祉協議会はどこなところ？

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（略して「社協」と呼ばれています）は、社会福祉法に基づいて、地域福祉の推進を図ることを目的に組織された「社会福祉法人」という法人格をもつ民間の団体です。全国・都道府県・市町村単位に設置されています。

「みんなが主役の地域づくり」をすすめる組織であり、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を使命としています。

公共性の高い事業を行うことや、市の委託事業も受け入れているため、行政の出向機関と思われがちですが、社協は地域のみなさんと一緒に話し合い、協力し合って福祉のまちづくりを行うことを目的とした、住民主体の民間福祉団体です。

南アルプス市社協地域福祉活動計画 第5次あったか色のまちづくり計画「わたしがつくる みんなでつくる 住民自立のまち」を基本理念として、活動しています。地域のみなさんやボランティア、保健・福祉・医療などの関係者や行政機関の協力を得て地域づくりを進めるとともに、地域の様々な福祉活動を支援します。

財源について

社協が実施している事業は、地域の方々からの会費、個人や企業等の寄附金といった民間財源、共同募金の配分金、国や県・市からの補助金や事業受託金等を財源としています。

介護保険事業や障害福祉サービスなどは、サービス事業者として、その事業収入で運営されています。



地域の誰もが参加できる事業

○ふれあい・いきいきサロン 子育てサロン

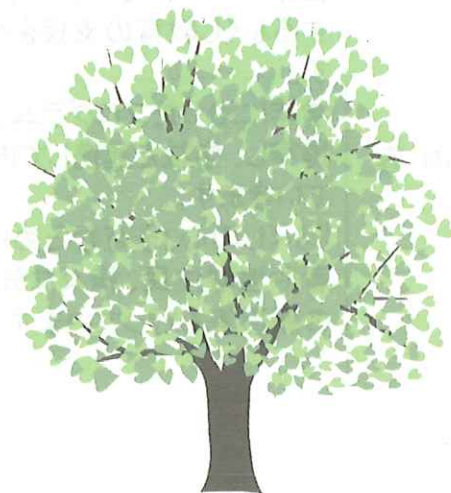
対象者	市内在住の方
内 容	ゲーム・歌・おやつづくりなど、楽しみいっぱいです。 地域住民、ボランティアや民生委員、シニアクラブの方などが、地区の公民館等を利用して開催しています。 社協は助成金を交付するなど、様々な支援を行っています。 高齢者・子育て・障害者を対象としたサロン等があります。 お気軽に社協までお問い合わせください。 社協で把握しているサロン団体をまとめた冊子もあります。

○温泉バス運行事業

対象者	市内在住の方
内 容	外出のきっかけや交流の機会として、市内の温泉へ送迎車の運行を行っています。 八田地区 樹園(水) 若草地区 遊・湯ふれあい公園(火) 楡形地区 やまなみの湯、遊・湯ふれあい公園(木) 甲西地区 やまなみの湯(月) 停留所など詳細についてはお気軽に社協までお問合せください。
利用料	送迎車の利用は無料ですが入湯料は自己負担です。

○ボランティア交流会

対象者	ボランティア活動を行っている方 ボランティアに興味がある方
内 容	市内で活動しているボランティア同士の情報交換や活動の発表を行います。 開催については、ボランティア情報誌・ホームページなどでお知らせします。





ボランティア啓発活動・福祉教育の推進

○ボランティア相談窓口

内 容	ボランティアをしたい、ボランティアをお願いしたいなど、ボランティアに関する相談を随時受け付けています。
-----	---

○ボランティア情報紙の発行

内 容	ボランティアじょうほう「手をつなごう」を毎月1日(1月は初旬)に新聞折り込みでお届けしています。また、市内公共施設にも置いてあります。
-----	---

○各種ボランティア講座・研修の開催

内 容	地域住民を対象に ・サロンボランティア研修 ・おやつボランティア研修 ・ボランティア研修 ・防災学習会 ・災害ボランティアセンター設置運営講座 ・ふくし勉強会 ・ボランティア育成講座 ・企業向けの研修会 ・専門職向け研修会
-----	--

○ボランティア団体への支援

内 容	活動資金の助成、ボランティア保険の加入手続き、研修会、交流会を行い、ボランティアのネットワーク化を図っています。 ボランティア活動を応援するガイドブックもあります。
-----	--

○学校でのふくし教育

内 容	社協では、市内の小中学校で実施するふくし教育の支援を行っています。 学年に沿ったプログラム、企画を提案し、学校と連携して内容を考えていきます。 「ふくしの心」を育むために、当事者や地域住民、様々な分野の講師の派遣等も行っています。
-----	--

○ふくしポスターの募集

対象者	市内小中学生
内 容	ふくしやボランティアに対して理解を深めてもらうために、市内小中学生を対象に、夏休みを利用して募集をしています。 出品者には記念品を、入選者には賞品を贈り表彰します。

○ボランティアボードの設置

内 容	社協本所にボランティアボードを設置し、ボランティアに関する情報や地域の情報を掲示しています。
-----	--

ボランティアに関する詳細はお気軽に社協までお問合せください



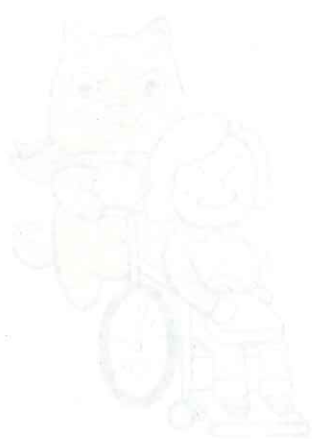
高齢者の生きがいづくり

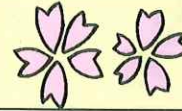
○介護支援ボランティアポイント事業 受託事業(市)

対象者	市内在住の65歳以上の方
内 容	65歳以上の方がボランティア活動を通して、生きがいを持ち心身の健康を維持し、元気に過ごせる様に支援をします。主な活動は、介護施設や在宅へ訪問し、話し相手や趣味活動の披露などです。 ボランティア活動1時間に1ポイント(100円)が付与され、年度末には5ポイント(500円)から換金できます。(上限5,000円) 活動を始める前には、高齢者の心身の状態や取り巻く環境の変化などについて、研修を受けていただきます。

○通所型サービスE事業 受託事業(市)

対象者	市内在住の65歳以上で介護サービスを利用していない方								
内 容	身近な施設等を拠点に、介護予防の視点で日常生活動作訓練、他者との交流、趣味活動等を行っています。定期的な外出機会を得ることで、心身の機能低下を予防、改善の支援をしています。								
利用料	<table> <tr> <td>1日</td><td>300円</td></tr> <tr> <td>半日</td><td>150円</td></tr> <tr> <td>食事代</td><td>650円</td></tr> <tr> <td>飲み物代</td><td>実費</td></tr> </table>	1日	300円	半日	150円	食事代	650円	飲み物代	実費
1日	300円								
半日	150円								
食事代	650円								
飲み物代	実費								
開催地区	八田・白根・芦安・若草・甲西地区 ※詳細は社協にお問合せください								





○車椅子の貸出

対象者	市内在住で車いすが必要な方 (介護保険など、他の制度の対象にならない方)
利用料	無料
期 間	最長1年
申込み	総務課

○車椅子車両の貸出

対象者	市内在住の介護を必要とする 高齢者、または身体障害者手 帳を所持し日常車椅子で生活 の方
内 容	車椅子のまま利用できる車を 貸し出します。 (運転者の調整は行っていま せん。)
利用料	貸出は無料ですが、使用した 燃料は自己負担です。
申込み	総務課

○自治会が行う買い物支援への車両貸出

内 容	自治会における地域活動の一環 として、地域での互助力向上を目的 として、地域住民自らが行う買 い物支援活動に車両を貸出して います。 ・貸出車両 デイサービスセンターわかくさ が所有するワゴン車 ・貸出曜日・時間 日曜日 午前9時～午後4時 ・回数、運行範囲 月1回 山梨県内
利用料	貸出は無料ですが、使用した燃料 は自己負担です。
申込み	総務課





在宅福祉サービス

ご利用に関する詳細は、お気軽に社協までお問合せください

○ふくし生活支援サービス

内容	・制度の狭間や地域と関係が薄い方のちょっとした困りごとに対して、住民主体のお互いに支えあうしくみ。ケアマネジャーなど支援者からの依頼によりサポーターのマッチングを行います。 ・支える側の活動を希望される方はお気軽にお問い合わせください。
利用料	サポーターに対し 300 円／30 分

○おやつサービス

対象者	市内在住の ・80歳以上の独居高齢者 ・高齢者夫婦世帯の80歳以上の方 ・その他ケア会議等で認められた方
内 容	毎月1回、地域のボランティアさんが季節感のある おやつ をつくり、民生委員さんやボランティアさんが安否確認を兼ねて配達をしています。(6～9 月は市販品とする)
利用料	無料

○通院サービス

対象者	* 芦安地区を除く地区 ・ひとり暮らし、また世帯員の誰も運転できない世帯にいる70歳以上の高齢者 ・概ね65歳以上の身体障害者手帳を保持している方(車椅子使用者は除く) (ともに非課税世帯の方) * 芦安地区は南アルプス市介護福祉課また芦安窓口サービスセンターにお問い合わせください。
内 容	市内の医療機関への送迎 火曜日(午前)…八田・白根 水曜日(午前)…櫛形 金曜日(午前)…若草・甲西
利用料	無料

各種団体事務局



○シニアクラブ連合会事務局

内 容	南アルプス市シニアクラブ連合会と各支所老人クラブ連合会の事務局を担当しています。 講演会、友愛訪問、囲碁大会、スポーツ大会、各種学習会、交流会など、さまざまな事業を行っています。
-----	--

○共同募金会南アルプス市支会

内 容	赤い羽根共同募金会の事務局として、募金活動や広報活動を行っています。 皆様からいただいた募金は、地域福祉の推進や大規模災害活動の支援などに使われています。
-----	--



福祉の啓発

○社会福祉大会

内 容	福祉の啓発のため毎年開催しています。 福祉に貢献された方などへの表彰や福祉に関する講演等を行います。 どなたでも参加できます。開催については社協だより・ホームページなどでお知らせします
-----	--

○地域福祉活動計画の評価、推進

内 容	第5次地域福祉活動計画は、令和7年度から11年度までの5年間の計画です。 今年度は第5次計画の実施、評価の年です。 市のささえ愛プラン等と連動しながら、社会情勢や福祉の動向を踏まえて取り組んでいます。
-----	--

○社協だより・ホームページ・フェイスブックなどの広報

内 容	地域の情報や福祉に関する情報をお届けします。社協だよりは年2回(7月・2月)発行、ホームページ・フェイスブックは随時更新しています。
-----	--

○「防災」をキーワードにした地域づくり

内 容	近所同士の繋がりが強い地域ほど、災害時の人的被害が少なく被災後の復旧が早いと言われています。 誰にも関連のある「防災」をキーワードに地域づくりの必要性を伝えます。 ・防災講話 ・防災教育(小中高生) ・防災学習会 ・災害ボランティアセンター設置運営訓練 ・被災地支援
-----	---

○生活支援体制整備協議体

内 容	市内の小学校圏域において、住民が主体となり、個別の課題を自分事として考え、お互いに支えあい、助け合う地域づくりを進める支援を行います。現在は全小学校圏域で組織化され、更に、より身近な自治会圏域でそれぞれの地域の状況に合わせた話し合いが進んでいます。 第1層…市全体 第2層…小学校圏域 ※社協が第2層生活支援コーディネーター(SC)を担っています。 第3層…自治会圏域 第4層…組圏域
開催日	随時

貸付事業



○貸付事業（県社協の受託事業）

対象者	貸付により経済的自立を図ることができると認められた市内在住の世帯
内 容	県社協の貸付の相談にのり、必要に応じて貸付けを行います。 生活福祉資金 総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・緊急小口資金等

相談支援事業



○ ふくし相談支援センター 受託事業(市)

場 所	社会福祉協議会本所
内 容	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が、様々な相談を受け、専門職、関係機関、地域の方々と連携を図り、一緒に問題解決に向けて取り組みます。 来所相談は、午前8:30から午後5:15。社協本所で受け付けています。 (土日祝日除く) 電話相談(055-284-7830)は24時間対応しています。 ・年1回程度、専門職向けの実践報告会を開催しています。 ・CSWの事例から地域づくりをみんなで考えるためのふくし勉強会を随時開催しています。



あったかい犬
しやきょん

権利擁護事業（成年後見センター）



認知症や知的障害、精神障害などで手続きや契約、金銭管理について不安を抱える人を対象に、「日常生活自立支援事業」や「法人後見事業」等を行っています。また、権利擁護や成年後見制度の理解を広め、日常生活の判断が難しい方でも、多職種や地域の方々と連携を図り、その人らしく安心して生活が送れるよう支援しています。

○法人後見事業

対象者	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が低下している方 類型（後見、保佐、補助）は裁判所で決定します。
内 容	本人と一緒に、または本人に代わって、財産管理や施設入所契約等を行います。
報 酬	本人の資産に応じて裁判所で決定されます。

○日常生活自立支援事業

受託事業（県社協）

対象者	物忘れなどがある高齢者や知的障害者、精神障害者などで、事業のサービス内容を理解し、手続き等に対して契約する能力がある方
内 容	福祉サービスの利用申込や契約に関する相談援助、申請、日常の金銭管理、通帳の預かりなどを行います。
料 金	利用料1時間 1,000円 15分を超えるごと 250円加算 交通費 1km あたり20円 預り書類等保管料 1か月300円

○市民後見人等養成推進事業

受託事業（市）

対象者	市内在住の方
内 容	地域での市民後見人の活動を推進するため、市民後見人養成に係る研修とフォローアップ研修を開催し、市民が成年後見制度の新たな担い手として活動できるよう支援体制を整備します。 また、福祉施設や事業所、各団体等を対象に、制度や事業についての出張講座を行います。 ・市民後見人養成講座 ・フォローアップ研修 ・市民後見人の活動支援 ・権利擁護・成年後見制度の普及啓発に関する研修

○成年後見制度相談会

対象者	市内在住の方 市内に対象親族がお住まいの方
内 容	権利擁護や成年後見制度に関する相談会を開催します。 事前予約を優先します。 日時：毎月20日13:30～15:30 （20日が休日の場合はその前の平日に変更） 場所：社協本所 定例の相談会以外にも、権利擁護や成年後見制度に関する相談を随時受け付けています。
料 金	相談は無料です。



介護保険事業

介護保険事業の申込みは、ケアマネジメントは直接居宅介護支援事業所へ、それ以外の事業は、担当するケアマネジャーを通しての申込みとなります(市の介護認定後)。

詳細は社協各事業所(裏表紙の居宅支援課、訪問介護課、各デイサービス)へお問合せください。

○訪問介護(ホームヘルプサービス)

○介護予防訪問介護相当サービス

南アルプス市社協訪問介護事業所

対象者	介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方
内 容	介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」または「介護予防サービス支援計画書」に基づき、訪問介護員(ホームヘルパー)がご自宅に訪問して、身体介護や生活援助サービスを提供します。安心と自立した日常生活を送ることが出来るよう支援します。

○居宅介護支援(ケアマネジメント)

南アルプス市社協居宅介護支援事業所

対象者	介護保険の要介護認定を受けた方
内 容	介護支援専門員(ケアマネジャー)が、その方が住みなれた家、地域でこれまで通り生きいきと安心して暮らせるよう、一人ひとりの状態にあった居宅サービス計画(ケアプラン)を作ります。計画に基づいたサービスが提供できるよう介護サービス事業所や医療機関との連絡調整も行います。 また、介護保険のサービスだけでなく、地域の福祉サービスなども紹介します。 (プラン作成の自己負担はありません)

○訪問型サービスA(訪問A)

対象者	市内在住の65歳以上で、要支援の認定又は基本チェックリストで対象とされた方
内 容	市包括支援センターで作成する「介護予防サービス支援計画書」に基づき、支援員を自宅へ派遣し、軽易な日常生活上の援助をします。具体的内容は、調理・洗濯・掃除・買い物・薬の受け取りなどの作業です。地域で自立した生活を継続できるように支援します。

○介護保険外ホームヘルプサービス

対象者	南アルプス市社協の訪問介護、障害福祉サービスの利用で、制度対象外の支援を必要としている方
内 容	入院時の見守り介護・食事介助、洗濯、買い物、家庭内外の見守り、年中行事(お盆や正月飾り)など、介護保険制度では対応できない援助を行います。 利用料は全額自己負担となります。

○通所介護(デイサービス)デイサービスセンターわかさ

対象者	介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方・障害福祉サービスの支給決定を受けた方
内 容	介護が必要になっても、自宅での生活を続けられるように援助します。利用者様一人ひとりにあった、入浴・食事等のサービスを提供し、市内どこからでもご利用いただけます。介護予防通所介護相当も行っています。障害者が身近なデイサービスを利用できる、基準該当障害福祉サービスも実施しています。

○北部地域包括支援センター 受託事業（市）

対象者	八田、白根、芦安地区の方
内 容	物忘れ、介護予防、介護保険の利用に関することなど、高齢者に関するさまざまな相談への対応や、認知症や介護予防のための支援、高齢者虐待の早期発見などの業務を行っています。 ○介護予防支援(介護予防ケアマネジメント) 北部指定介護予防支援事業所 介護予防サービスが必要な方への相談、介護予防支援計画書(介護予防プラン)の作成をします。

障害者総合支援事業



障害者総合支援事業の申込みは、担当する相談支援専門員を通しての申込みとなります。詳細は、訪問介護課(055-283-6688)へお問合せください。

○居宅介護(ホームヘルプサービス)

対象者	障害程度区分1以上の障害者・児
内 容	自宅での、入浴、排泄、食事介助などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物などの生活援助を行います。

○重度訪問介護（ホームヘルプサービス）

対象者	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方
内 容	自宅での入浴、排泄、食事介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。

○同行援護

対象者	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者の方
内 容	外出時に排泄・食事等の介護や必要な視覚的情報の支援を行い、安全に移動介護を行います。

地域生活支援事業

○障害者移動支援事業 受託事業（市）

対象者	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者、発達障害のある方で、南アルプス市から障害者移動支援事業決定を受けた方
内 容	円滑に外出ができるよう、移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。 ① ヘルパー支援型 外出時ヘルパーが付き添い、移動を支援します。 ② 車両移送型（福祉有償運送サービス） 障害があり、移動に困難を伴う方、公共交通機関を使用するのが困難な人に対して、指定を受けた車両を使って、自宅からヘルパーが乗降介助・移動介助・車両運転等の外出支援を行います。

子育て世帯訪問支援事業（市受託事業）

○子育て世帯訪問支援事業（家事支援）

対象者	家事及び子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊婦がいる世帯で南アルプス市から子育て世帯訪問支援事業利用決定を受けた方
内 容	利用決定通知書に基づいた家事等の支援を行います。





あったかい犬
しゃきょん

社会福祉法人 南アルプス市社会福祉協議会

〒400-0332 山梨県南アルプス市鏡中條1642-2

TEL 055-283-8711 FAX 055-283-4167

<http://www.minami-alpsshakyo.or.jp>

E-mail info@minami-alpsshakyo.or.jp

総務課	TEL 283-8711	FAX 283-4167
地域福祉課 地域福祉推進係	TEL 283-4121	FAX 283-4167
ふくし相談支援センター(本所)	TEL 284-7830	FAX 283-4167
成年後見センター	TEL 283-8722	FAX 283-4167
居宅支援課	TEL 283-6608	FAX 283-4167
訪問介護課	TEL 283-6688	FAX 283-4167
デイサービスセンターわかくさ	TEL 283-7555	FAX 283-4167
北部地域包括支援センター	TEL 288-1440	FAX 288-1441